

「足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例」の 一部改正（素案）の概要

1 改正内容

足立区自転車の安全利用に関する条例の制定に合わせ、第4条区民の責務、第6条自転車等の小売を業とする者の協力並びに第7条自転車等利用者の義務を一部改正します。

2 区民の責務（第4条）

足立区自転車の安全利用に関する条例と整合を図るため、当条例に明記されている自転車等の安全利用の促進及び駐車秩序を自転車等の駐車秩序に変更します。

3 自転車等の小売を業とする者の協力（第6条）

足立区自転車の安全利用に関する条例と整合を図るため、当条例に明記されている自転車等の安全利用対策事業を自転車等の駐車対策事業に変更します。

4 自転車等利用者の義務（第7条）

第1項自転車利用者による防犯登録の義務を足立区自転車の安全利用に関する条例に明記するため削除します。

第2項自転車利用者による施錠の義務を足立区自転車の安全利用に関する条例に明記するため削除します。